

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第366号)

平成17年2月28日

横情審答申第366号

平成17年2月28日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成16年8月19日建中指第137号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「建築局中部建築事務所秋元康幸氏が平成15年3月25日鶴見区馬場の現
場調査を行うことになった理由を記載した文書及びその際の出張報告書の
写を請求します。」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「建築局中部建築事務所秋元康幸氏が平成15年3月25日鶴見区馬場の現場調査を行うことになった理由を記載した文書及びその際の出張報告書の写を請求します。」を非開示とした決定は妥当ではなく、「審査係長作成の訪問メモ」を対象行政文書として特定した上で、改めて開示、非開示の判断をすべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「建築局中部建築事務所秋元康幸氏が平成15年3月25日鶴見区馬場の現場調査を行うことになった理由を記載した文書及びその際の出張報告書の写」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成16年6月8日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 要望、陳情等に基づく建築物に関する現地調査は、指摘内容の事実確認を目的として行う。

鶴見区馬場七丁目の現地調査は、以前より過去の建築確認処分に疑義があるとの情報に基づき、現地の状況及び異議申立人（以下「申立人」という。）からの質問内容を把握するために行っている。

- (2) 調査出張は、出張命令により「建築物、建築工事場等立入検査証」を有する職員が実施し、書類としては、出張要件・出張先・交通手段等が記された出張命令簿が残る。

また、今回の調査は、鶴見区馬場七丁目の土地とその周辺の状況を把握するために行っているが、申立人が主張する現場調査を行うことになった理由を記載した文書及び出張報告書については、作成されていない。

したがって、申立人が主張する文書は、建築局中部建築事務所（以下「中部建築事務所」という。）では作成しておらず、保有していないため条例第10条第2項に基づき、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 申立人が鶴見区馬場七丁目の土地の2棟の違反建築物の行政措置を平成8年7月より当時の藤井建築主事に請求し、その後も後任の井上建築主事に行政措置を請求していた。

藤井氏は調査の結果、要望書を作成し、関係者に送付したが井上氏は藤井氏の要望書を無視して申立人に「違反建築物であっても建築基準法を運用するのは主事の権限である。」と明言し、違反建築物を長年にわたって放置し、不作為の違法行為を継続させている。

- (2) 申立人は、井上氏の後任の中部建築事務所の杉山所長にも2棟の違反建築物の行政措置を請求していたために杉山氏が平成13年10月3日森山氏に2棟の違反建築物に係る調査のために現場へ出張命令を行ったものと推察できる。

森山氏は、2棟の違反建築物が存在する馬場町に出張して現場調査及び現場指導を行い、現場の写真撮影を行っていた。申立人は、平成14年10月に中部建築事務所の秋元課長及び伊藤係長から2棟の違反建築物に関連する鶴見区馬場七丁目の土地敷地の境界などを撮影した写真を見せてもらい、その後、情報公開請求により森山氏が撮影した写真の写を入手した。

- (3) 以上の経緯から秋元氏は平成15年3月25日に申立人が行政措置を請求していた2棟の違反建築物が存在する馬場七丁目の現地に杉山氏及び伊藤氏と同行し、出張しているにもかかわらず、その出張の理由及び出張報告書が存在していないことは、不作為の違法行為を幫助・隠蔽するための違法行為といわざるを得ないし、地方公務員としての職務を自ら放棄したものと云わざるを得ない。

- (4) 申立人は2棟の違反建築物の行政措置については、元藤井主事、元井上主事、杉山所長、前秋元課長、伊藤係長などの関係者に再三再四申し立てているので平成15年3月25日に杉山所長、前秋元課長及び伊藤係長が鶴見区馬場七丁目の現場調査を行うことになったので、それらの経緯からも現場調査を行った理由及びその際の出張報告書を作成することは、地方公務員としての最低限度の義務である。

仮に、それらの文書が存在しないのであれば、建築審査課長であった秋元氏が故意にそれらの文書を作成せず、これまでの不作為の違法行為を継続させ、その違法行為を隠蔽・幫助し、後任の佐藤氏にも事務引継ぎを行わず、悪質に違法行為を

行ったと言わざるを得ない。

さらに、秋元氏は申立人の財産権を侵害し、憲法第15条2項、第29条1項に違反していることが明白である。

以上のことから非開示理由説明書は、事実を故意に隠蔽した虚偽の主張であり、行政の組織的な犯罪行為と言っても過言ではない。

- (5) いずれにしても、申立人が開示請求する文書が存在しないのであれば、市当局が2棟の違反建築物の行政措置を長年にわたり放置し、不作為の違法行為を続行し、申立人に多大の損害を加えており、甚だ遺憾である。

5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

平成14年度当時の中部建築事務所秋元建築審査課長の市内出張命令簿には、平成15年3月25日15時30分から17時15分まで現場調査のために鶴見区馬場に出張していることが記録されている。申立人は、この現場調査を行うことになった理由を記載した文書及びこのときの出張報告書の開示を求めているものである。

- (2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、平成15年3月25日の現場調査を行うことになった理由を記載した文書及び出張報告書は作成されていないと説明している。

イ 当審査会で出張命令簿を確認したところ、平成15年3月25日の現場調査については、現場調査として鶴見区馬場に公用車で出張することが記載されているが、調査の理由は記載されてはいなかった。

ウ 横浜市職員出張及び旅費支給規程（平成12年10月達第22号）第2条第1項には、出張命令簿に「出張先、出張する具体的理由又は出張用件、出張帰着月日等を記入して、決裁を受けなければならない」と規定されており、本件現場調査の出張命令簿に出張用件が「現場調査」と記入されていることから、出張する具体的理由を記入しなければならないものではないことが認められた。

エ また、現場調査を行った場合の復命書の作成について実施機関に対し確認したところ、違反が認められた場合は違反報告書を作成するが、違反が認められなかった場合は口頭で復命を行っており、報告書は作成していないとのことであった。横浜市職員服務規程（平成4年3月達第3号）第10条では、「職員は、出張終了後、上司に随行した場合を除くほか、復命書を作成し、命令者に提出しなければならない。ただし、特別な場合又は軽易な場合は、口頭により復命することがで

きる。」と規定されており、建築事務所では現場調査が日常的に行われていることから考えると、違反が認められないときは「軽易な場合」であると実施機関が判断し、報告書を作成していないという取扱いが不合理であるとは認められない。

オ このように、現場調査の理由や出張報告については、必ず文書を作成しなければならないものではなく、平成15年3月25日の現場調査の理由や出張報告に関する文書が作成されていないとしても、不自然なことではない。

カ しかし、平成15年3月25日の現場調査は、所長、建築審査課長及び審査係長の3人で出張しており、その記録として、審査係長が作成した訪問メモが存在している。このメモには訪問日時、訪問者、面談者、場所、訪問趣旨及び結論が記録されており、この内容は、調査理由及び出張報告に相当すると考えることが適当である。

したがって、この訪問メモを本件請求に係る行政文書として特定し、条例第7条第2項各号に定める非開示情報に該当するか否かの判断をすべきである。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当ではなく、審査係長作成の訪問メモを本件請求に係る行政文書として特定した上で、改めて開示、非開示の判断をすべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年8月19日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成16年8月20日 (第43回第一部会) 平成16年8月27日 (第43回第二部会)	・諮問の報告
平成16年9月22日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年1月21日	・部会で審議する旨決定
平成17年1月27日 (第55回第一部会)	・審議
平成17年2月4日 (第56回第一部会)	・審議